

平成30年

第11回国立市農業  
委員会総会議事録

国立市農業委員会

平成30年第11回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 平成30年11月22日 午前10時開会  
午前11時閉会

2. 場 所 国立市役所1階 東臨時事務室

出席者

1. 遠藤 利光      3. 北島 義昭      4. 小鹿倉 薫  
5. 佐伯 達哉      6. 佐伯 雅宏      7. 佐藤 満雄  
8. 澤井 武      9. 関 藤子      10. 田中 賢治

事務局

事務局長 関 慎一      事務局長補佐 高橋 壮一  
農政係主任 冷水 英介      嘱託員 奥田 幸子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 4件  
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 1件

5. 協議事項

(1) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について

6. 報告事項

(1) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて 1件  
(2) 農地利用状況調査の結果と指導対象者への指導改善状況について  
(3) 北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について

7. その他

平成30年第11回農業委員会総会

平成30年11月22日

【北島会長】 おはようございます。農業まつりにおきまして、2日間ご從事頂きありがとうございました。無事に農業まつりが終わりましたことをお礼申し上げます。では、11月総会を始めさせていただきます。議事録署名委員は田中委員と遠藤利光委員です。よろしくお願ひします。議題(1)「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書」4件、よろしくお願ひします。

【事務局長】 それでは、資料の1ページをお開きください。番号1、議案番号11、届出者住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況はご覧のとおりです。

【北島会長】 ありがとうございます。こちらは佐伯達哉委員ですね。

【佐伯(達)委員】 はい。11月13日に現地確認しましたが問題はございませんでしたのでご報告致します。

【北島会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、次、お願ひします。

【事務局長】 3ページをお開きください。番号2、議案番号12、届出者住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況はご覧のとおりです。

【北島会長】 ありがとうございます。ご報告をお願いします。

【佐藤委員】 こちらは地目の変更になります。問題ありません。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、次、お願ひします。

【事務局長】 それでは、資料5ページをお開きください。番号3、議案番号13、届出者住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況はご覧のとおりです。

【北島会長】 ありがとうございます。これも佐伯達哉委員ですね。

【佐伯(達)委員】 はい。問題ございませんのでご報告します。

【北島会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次、お願ひします。

【事務局長】 それでは、資料7ページをお開きください、番号4、議案番号14、届出者住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況はご覧のとおりです。

【北島会長】 ありがとうございます。ご報告をお願いします。

【佐藤委員】 工事に伴う一時転用ですので、問題はないと思われれます。

【北島会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 続きまして、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」、よろしくお願ひします。

【事務局】 9ページ目以降をおめぐりください。相続税の納税猶予に関する適格者証明書が提出されました。相続人、被相続人は表記のとおりでございます。11月15日に会長、会長職務代理、農地利用班長、私で現地を調査いたしまして、会長より、11ページの筆6筆全てにつきまして適切な肥培管理がされており相続税納税猶予の適用を受けるのにふさわしいというご判断を頂きました。

【北島会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか、皆さん。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、次に行きます。協議事項(1)「国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について」、よろしくお願ひします。

【事務局】 14ページ目以降をご参照ください。14ページ目、平成30年度都への意見提出ならびに国への要望についてとあります。こちらを参照頂きまして、国立市農業委員会として何を都と国へ要請していくのかということでご意見がございましたら、よろしくお願ひ致します。

【北島会長】 ありがとうございます。では、都への意見ならびに国への要望についていかがでしょうか。皆さんから都への意見ないし国への要望で何か気になることがありますか。すぐには意見が出ないようですので、皆さんに家に持って帰って頂き、読んでいて気がついたことがありましたら、次回の総会までにご意見を頂きたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、続きまして、報告事項(1)「生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて」、よろしくお願ひ致します。

【事務局】 事務局よりお願ひ致します。28ページ目をおめぐりください。生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて(照会)という形で都市計画課より照会がかかっております。申出者、所在地及び地目・面積等をご覧のとおりです。この土地を取得されたいという農業者の方がいらっしゃいましたら、12月21日までにご連絡ください。

【北島会長】 ありがとうございます。何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。(2)番、「農地利用状況調査の結果と指導対象者への指導改善状況について」、よろしくお願ひします。

【事務局】 事務局よりお願ひを致します。皆様、お手元の資料、31ページ目をおめぐりください。先月の農業委員会総会で、農地利用状況調査を終えて一部の農地に関しては指導をするということが決まりました。つきましては、ご指導の経過を報告下さい。

(指導内容経過報告)

【北島会長】 ありがとうございます。では、(3)「北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について」。

【事務局】 会長よりご推薦頂きましたM様を今年度の北多摩地区優秀農業経営者に推薦するというところでよろしいでしょうか。

【北島会長】 M様は自営業の傍ら農業を頑張らせて、農業まつりにも立派な農作物を出されているので、推薦致しました。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

【北島会長】 では、その他、お願ひします。

【事務局】 1点目としまして、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る説明会の開催について」

ということで報告させていただきます。本年9月1日にスタートしました都市農地、すなわち生産緑地の貸借が可能となる制度につきまして説明会を国立市においても行いたいと考えております。日時を申し上げます。12月5日、19時からということで、市役所3階の第3・第4会議室で行います。農業委員の皆様もぜひ、都市農地に関する重要な制度の説明会になりますので、ご出席頂ければと思います。よろしくお願ひ致します。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。

【事務局】 講師として東京都農業会議から事務局長においで頂きます。

【北島会長】 その他、続きまして。

【事務局】 はい。「農業まつり反省点（気づいた点・申し送り事項）について」ということで、先日ご従事頂きました農業まつり、皆様に朝早くからご尽力を頂きまして、何事もなくスムーズに終わりましたこと、感謝申し上げます。気づいた点、改善したほうが良い点、継続をしたい点等、忌憚のない意見を頂ければと思います。

【北島会長】 どうでしょう。皆さんのほうから何かご意見ございますでしょうか。

【関委員】 無料配布のときにずっと1時間ぐらい前から並んでいると思いますけれども、そのときに、どこから来ているのかとか、市内なのか市外なのか、どうやって知ったのかとか、そういう簡単なアンケートをとってみてもいいのかなとは思ったんですけれども。

【北島会長】 そうですね。ありがとうございます。他に何かありますか。ないようですので、次をお願いします。

【事務局】 それでは、続きまして、「農業委員会だより49号（1月号）について」ということで、皆様のお手元にお配りをしております。巻頭ですが、会長のご挨拶ということでご執筆頂いております。下の段の「特定生産緑地地区制度の指定について」ということで、こちらは都市計画課より頂いた資料をもとに説明をさせて頂きまして、農業者の皆様にも漏れなくこの制度に乗って頂くための周知の記事としております。指定手続の流れもごございますので、わからない方は随時都市計画課まで相談下さいということで書いてございます。それから、固定資産税において違いが出てくるということは、個別には課税課にご相談頂くことが一番よろしいかと思っておりますので、都市計画課と課税課によく相談をされるようにということで書いてございます。この1面につきまして、お読み頂きましてご指摘事項がございましたら、今お願ひ致します。

【遠藤（利）委員】 特定生産緑地制度ですが、特に大事なのは指定しないと納税猶予制度は受けられないということで、単に10年の指定と思われても困りますよね。

【事務局】 納税猶予制度の適用を受けるために指定が必要ということを実際にして頂きたいということですね。

【遠藤（利）委員】 そのことに関して何か色違いで、強調して下さい。

【事務局】 はい。その他、1面につきまして何かございますか。それでは、1面についてはご確認頂いたということで続けさせていただきます。ページをおめくりください。「第41回国立市農業まつり開催！」の記事です。こちらは佐伯雅宏委員にご執筆頂きました。皆様お読み頂きまして、何かご意見がございましたらこの場で頂けますようお願い致します。特にご意見なかったようですので、3面、「平成30年度「稲作体験学習会」を終了しました」です。こちらは小鹿倉委員にご執筆頂きました。皆様でご確認ください。それでは、特にご意見はなかったようですので、承認を頂いたということで進ませて頂きます。下の「城山さとのいえより」をご覧頂きまして何かございましたらお願ひを致し

ます。それでは、「城山さとのいえより」も特に意見がなかったということで承認を頂いたということでよろしいでしょうか。次に、4面、最終面ですね。「農業者のみなさんへ」ということで記事を1つずつご覧頂きたいと思います。「農地利用状況調査を実施しました」の記事に現地確認の写真2枚を掲載しております。農地法第30条に基づいてこの確認をしているということと、農地の有効活用を図る目的で行っているということが農業者の皆様にも伝わるようにということで記事を起こさせて頂きました。この記事に関しまして何かご指摘事項がございましたらお願いを致します。農地利用状況調査につきまして特にご意見よろしいでしょうか。それでは、中段、「新任農業委員紹介」といたしまして平成30年10月30日に任命されました澤井武委員のご紹介をしております。こちらは皆様改選のときにご紹介した内容と同じ形でお写真と意気込みということで頂いておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。赤字で示させて頂きました右手、「農業者年金加入のお知らせ」ということで、こちらは確定拠出型の公的年金で税制の優遇があるということです。特にお若くて新規に就農されているような方でまだ農業者年金に入っていない方がいらっしゃいましたらお声がけをして頂ければと思います。加入条件は、①、②、③、書いておりますので、該当する方がいらっしゃったらお声がけをよろしくお願い致します。一番下、3段目、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る説明会を開催しました」という内容です。この記事の掲載でお伝えしたいことは、こちらにご興味のある方は事務局にご相談をしてほしいということです。ここまでの記事全て、4面を通しまして、何かございましたらご意見をお願い致します。それでは、特にご意見がないようでしたので、農業委員会だよりにつきましては、1面の特定生産緑地地区制度の指定について、本制度に基づき指定しない場合、納税猶予を受けられないことを明記すると点を修正しまして、ご承認頂いたということでよろしいでしょうか。それでは、発行に向けて準備をさせて頂きます。ありがとうございました。

続きまして、「農業委員会10月活動記録カード記録内容報告」ということで報告させて頂きます。活動A「総会・全員協議会」件数8、B「農業委員会・農業会議」の件数等7件、C「その他の会議・会合」1件、D「資料・調査票の配付・回収」0件、E「市民・学校教育との交流活動」14件、F「現地確認（農地法猶予制度・生産緑地利用権設定など）」3件、Gの「農地パトロール」5件、H「相談・指導・調整」1件、I「その他」1件、計40件のご従事を頂きました。ありがとうございました。

【北島会長】 ありがとうございます。あと、皆さんのほうから何かありますか。よろしいでしょうか。では、11月総会をこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。

——了——